

新型コロナウイルス感染症を 広げないために 上陸させないように しているが、
それぞれの 事情の中でも 特別な事情として 再入国ができる 具体的な事例

2020年7月29日現在

世界で 感染が広がっている 新型コロナウイルス感染症について、法務大臣は、しばらく、いくつかの 国や 地域に いたことがある外国人は、出入国管理と 難民認定法 第5条 第1項 第14号に 当てはまるものとして、特別な事情がないと、上陸させないようにしています。

再入国許可で 日本から出た 外国人の中で、滞在している国や 地域が 上陸をさせないようにする 対象になる前に、再入国許可（みなし再入国許可を 含む。）で 日本から出た 「永住者」、「日本人の 配偶者等」、「永住者の 配偶者等」または「定住者」の 在留資格を 持っている外国人（これらの 在留資格を 持っていない 日本人、永住者の配偶者 または 日本人、永住者の子を含む。）は 特別な事情があると 考えて、再入国ができます。特に 大切にしないではいけない事情があるときは、それぞれの事情に応じて 特別な事情があると 考えて 再入国をさせてもらえることが あります。

それぞれの事情に応じて 再入国ができる 具体的な事例は、下のようになっています。

1 滞在している 国や地域が 上陸をさせないようにする 対象の地域になる前に、再入国許可（みなし再入国許可を 含む。）で 日本から出た 外国人

○ 日本に 家族がいて、家族と 離れた状態に なっている。

○ 日本で 保護者と一緒に 生活し、日本の学校などに 行っていた子が、保護者と一緒に 日本を出たので、学校に 通えなくなっている（一緒にいる 保護者を含む。）。

○ 日本で 基礎的な教育を 受けていた 子供・生徒が、同じ学校などで 続けて 教育を 受けるために 再入国してはいけない。

○ 日本の病院などで 手術を受けたり（そのために もう一度 検査をすることも 含む。）や 子供を産むために、日本に 再入国する 必要がある。

○ 外国に 住んでいて、命の危険がある 親族の お見舞いをするため、または死んで しまった 親族の 葬式に 参加するために 日本から出る必要があった。

○ 外国の病院などで 手術を受けたり（そのために もう一度 検査をすることも 含む。）や 子供を産むために 日本から出る必要があった。

○ 外国の裁判所から 証人として 来るように お知らせを受けて、日本から 出る必要があった。

2 滞在している 国や地域が 上陸をさせないようにする 対象の地域になった後に、再入国許可（みなし再入国許可を 含む。）で 日本から出た 外国人（この後、日本から 対象になっている 国や地域に 行く場合を 含む。）

○ 外国に 住んでいて、命の危険がある 親族の お見舞いをするため、または 死んで しまった 親族の 葬式に 参加するために 日本から出る必要があった。

○ 外国の病院などで 手術を受けたり（そのために もう一度 検査をすることも含む。）や 子供を産むために 日本から出る必要があった。

○ 外国の裁判所から 証人として 来るように お知らせを受けて、日本から 出る必要があった。

○ 日本で 基礎的な教育を 受けている 子供・生徒が、自分の国で 入学試験を受けたり、次の学校に 行くために 必要な手続きをするため 日本を出る 必要がある。そして、その後、卒業に向けて 続けて 同じ学校などで 教育を受けるために 再入国する 必要がある（一緒にいる 保護者を含む。）。

3 新しく 日本に入国する 外国人

○ 日本人・永住者の配偶者 または 子

○ 定住者の配偶者 または 子で、日本に 家族がいて、家族と 離れた状態になっている。

連絡先：出入国在留管理庁 出入国管理部 審判課

電話：（代表）03-3580-4111（内線4446・4447）